

大阪城天守閣条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

大阪城天守閣条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第17条の改正規定中「第18条」を「第19条」に改める。

第16条の改正規定中「第17条」を「第18条」に改める。

第15条の改正規定中「前条」を「前2条」に、「第16条」を「第17条」に改める。

第14条の改正規定中「とする。」を「とし、同条の次に次の1条を加える。」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

（指定管理予定者の選定手続の特例）

第16条 市長は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間の開始前又は当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第12条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）を天守閣の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市規則で定めるところにより、その行おうとする天守閣の管理について、市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請の内容が第15条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度の天守

閣の管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。

附則第2項中「第15条」を「第16条」に、「第16条前段」を「第17条前段」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪城天守閣の指定管理予定者の選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪城天守閣条例の一部を改正する条例

(平成26年大阪市条例第82号) (抄)

大阪城天守閣条例(昭和24年大阪市条例第59号)の一部を次のように改正する。

省 略

第17条を第18条とする。

**第19条**

第16条第1号中「第3条各号」を「第3条第1号及び第3号から第9号まで」に、「事業」を「事業(市長が定めるものを除く。)」に改め、同条を第17条とする。

**第18条**

第15条中「市長は、」を「市長は、**前条**の規定により選定した」に改め、同条を**第16条**とする。

**前2条**

**第17条**

る。

第14条中「第12条第2項」を「第13条」に、「申請の内容が」を「指定申請の内容を」に、「適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を」を「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、」に、「選定してはならない」を「選定するものとする」に改め、同条第2号中「十分に」を「最大限に」に改め、同条を第15条と

とする。

し、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理予定者の選定手続の特例)

第16条 市長は、連合体(2以上の事業者を組員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。)が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体(第3項において「変更前の構成員による連合体」という。)の構成員の変更により当該指定の期間の開始前又は当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第12条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体(以下「変更後の構成員による連合体」という。)を天守閣の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市規則で定めるところにより、その行おうとする天守閣の管理について、市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市

長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請の内容が第15条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度の天守閣の管理を行うことができるか認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。

省 略

附 則

- 1 省 略

- 2 この条例による改正後の大阪城天守閣条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第12条から第15条まで及び第16条前段の規定の例により行うことができる。

第16条

第17条